

令和3年度第2回知多半島構想区域

地域医療構想推進委員会 次第

(書面開催)

1 議 題

- (1) 外来医療計画における「地域で不足する医療機能」について
- (2) 非稼働病棟を有する医療機関への対応について
- (3) 具体的な対応方針(役割)について

2 報告事項

医療機器の共同利用計画について

愛知県地域医療構想推進委員会開催要領

(目的)

- 第1 地域医療構想の達成及び愛知県外来医療計画を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と協議等を行う場として、地域医療構想推進委員会（以下「各構想区域の委員会」という。）を開催する。
- 2 各構想区域の委員会における議論が円滑に進むように支援するため、各構想区域の委員会の委員長、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者と協議等を行う場として、愛知県地域医療構想推進委員会（以下「県単位の委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

- 第2 各構想区域の委員会は、各構想区域における次に掲げる事項について所掌する。
- (1) 地域医療構想の推進に関すること
 - (2) 病床整備計画に関すること
 - (3) 愛知県外来医療計画の推進に関すること。
- 2 県単位の委員会は、各構想区域の委員会の運用に関することや、抱える課題の解決に関することについて所掌する。

(組織)

- 第3 各構想区域の委員会は構想区域ごとに開催することとし、委員は別表1に掲げる者とする。
- 2 県単位の委員会の委員は、別表2に掲げる者とする。
 - 3 各構想区域の委員会及び県単位の委員会に委員長を置く。
 - 4 委員長は、委員の互選により定める。

(調整部会)

- 第4 愛知県外来医療計画（令和2年3月策定）に定める外来医師多数区域においては、各構想区域の委員会に調整部会を置くことができる。
- 2 調整部会では、外来医療に係る医療提供体制に関する協議を行う。
 - 3 調整部会の協議の結果については、次に開催される各地域の委員会に報告するものとする。

(運営等)

- 第5 各構想区域の委員会は、清須保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部構想区域においては保健医療局長）が招集する。
- 2 県単位の委員会は、保健医療局長が招集する。
 - 3 委員長は、会務を総理する。
 - 4 委員長が必要と認めるときは、各構想区域の委員会及び県単位の委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 5 各構想区域の委員会及び県単位の委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。
 - 6 各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(公開)

- 第6 各構想区域の委員会及び県単位の委員会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は公開することにより当該委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。
- 2 各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議事録及び資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議事録及び資料のうち当該部分は非公開とする。
- 3 各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議事録の内容については委員長の確認を得る。
- 4 各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議事録及び資料は5年間保存する。

(報告)

- 第7 各構想区域の委員会を開催したときは、基幹的保健所等の長は、速やかにその結果を保健医療局長へ報告する。

(庶務)

- 第8 各構想区域の委員会の庶務は、基幹的保健所等（名古屋・尾張中部構想区域の委員会については医療計画課）が行う。
- 2 県単位の委員会の庶務は、医療計画課が行う。

(会議の特例)

- 第9 基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部構想区域においては保健医療局長）は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、各構想区域の委員会に代えることができる。
- 2 保健医療局長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、県単位の委員会に代えることができる。
- 3 委員は、第一項及び第二項の可否の表明の際、署名、押印し出席に代えるものとする。

(その他)

- 第10 この要領に定めるもののほか、各構想区域の委員会の運営に関して必要な事項は、各構想区域において基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部構想区域においては保健医療局長）が別に定める。
- 2 この要領に定めるもののほか、県単位の委員会の運営に関して必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月27日から施行する。

附 則（平成30年7月23日30医福第431号）

この要領は、平成30年7月23日から施行する。

附 則（平成31年4月1日31医計第19号）
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日2医計第23号）
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月19日2医計第208号）
この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附 則（令和3年4月1日3医計第109号）
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

市町村の代表
地区医師会の代表
地区歯科医師会の代表
地区薬剤師会の代表
病院協会代表（ただし、（一社）愛知県病院協会が当該構想区域の委員会の構成員として認め た病院の代表）
医療保険者代表（ただし、愛知県保険者協議会が当該構想区域の委員会の構成員として認め た医療保険者の代表）
看護協会代表（ただし、（公社）愛知県看護協会が当該構想区域の委員会の構成員として認め た看護職員の代表）
慢性期や回復期等の医療機関の代表
その他基幹的保健所等の長が適当と認める者

別表2

公益社団法人愛知県医師会の代表
各構想区域の委員会の委員長
各構想区域の病院団体協議会代表幹事
医療保険者代表
その他保健医療局長が適当と認める者

令和3年度第2回知多半島構想区域地域医療構想推進委員会構成員名簿

(敬称略)

番号	区分	役職名	氏名
1	市町	半田市長	久世孝宏
2	〃	常滑市長	伊藤辰矢
3	〃	東海市長	花田勝重
4	〃	大府市長	岡村秀人
5	〃	知多市長	宮島壽男
6	〃	阿久比町長	竹内啓二
7	〃	東浦町長	神谷明彦
8	〃	南知多町長	石黒和彦
9	〃	美浜町長	齋藤宏一
10	〃	武豊町長	糀山芳輝
11	医師会	半田市医師会 会長	竹内一浩
12	〃	東海市医師会 会長	小嶋真一郎
13	〃	知多郡医師会 会長	村川公一
14	歯科医師会	半田歯科医師会 会長	冨栄一
15	〃	東海市歯科医師会 会長	水野泰弘
16	〃	知多郡歯科医師会 会長	加古美裕
17	薬剤師会	知多薬剤師会 会長	稲熊直樹
18	〃	西知多薬剤師会 会長	井上正人
19	〃	美浜南知多薬剤師会 会長	吉田知子
20	愛知県病院協会	半田市立半田病院 院長	渡邊和彦
21	〃	みどりの風 南知多病院 院長	新畑敬子
22	医療保険者	(国保代表) 半田市福祉部長	新村隆
24	〃	ブラザー健康保険組合 常務理事	神瀬雅之
23	〃	全国健康保険協会愛知支部 企画総務部長	山本広道
25	看護協会	愛知県看護協会 知多半島地区支部長	植村真美
26	医療機関	愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院 院長	水野志朗
27	〃	公立西知多総合病院 院長	吉原基
28	〃	あいち小児保健医療総合センター センター長	伊藤浩明
29	〃	常滑市民病院 院長職務代理者	中川隆
30	〃	半田中央病院 院長	半田隆
31	〃	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長	鷺見幸彦

議事事項整理票

1 外来医療計画における「地域で不足する医療機能」について

令和2年度に策定した愛知県外来医療計画では、全ての医療圏において「地域で不足する医療機能」の可視化・検討を行ない、新規開業者に情報提供をしていくこととしています。

今回、対象である救急医療・在宅医療・公衆衛生に係る医療について、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）等をもとに検討資料を作成しました。事務局案として、これらの機能を「地域で不足する医療機能」と位置づけるとしましたので、賛否を御検討ください。

※資料1を御確認ください。

※愛知県外来医療計画については、参考資料1を御参照ください。

2 非稼働病床を有する医療機関への対応について

病床が全て稼働していない病棟については、その理由や今後の見通しについて協議を行ない、委員会の意見を県医療審議会へ報告することとしています。

今年度に非稼働病床を有する医療機関について、解消に向けた取り組みを御確認のうえ、引き続き病床を維持することについての意見、賛否を御検討ください。

なお、建替や再編を予定している、小嶋病院と国立長寿医療研究センター、また有床診療所の茶谷産婦人科については、医療審議会への報告は対象外ですが、これらの対応についても御検討ください。

※資料2-1、資料2-2を御確認ください。

3 公立・公的医療機関の具体的対応方針（役割）の決定について

地域医療構想の実現に向けた公立・公的医療機関等の具体的対応方針については、見直しのうえ都道府県が毎年度とりまとめることとされております。令和3年度についても、「2025年において担う役割の方針」及び「2025年に持つべき病床数の方針」に関して、事務局案を作成しましたので、賛否を御検討ください。

「2025年における各医療機関が担うべき役割」について、本県では、原則、医療計画の別表に記載される基準に準ずることとしており、今回は令和3年9月時点における地域保健医療計画の別表を基にしております。

「2025年に持つべき病床数の方針」は、令和2年度病床機能報告を基に作成しております。

※資料3-1、資料3-2を御確認ください。

(次頁あり)

(報告事項)

医療機器の共同利用計画について

愛知県外来医療計画において、医療機器をより効率的に活用していくため、対象となる医療機器を新設・更新する場合には、共同利用計画を提出し、協議の場で確認することとされています。2つの医療機関から計画の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、地域医療支援病院である半田市立半田病院については、計画書の作成にあたり共同利用の内容は省略可能とされています。

(対象機器：CT、MRI、PET, 放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィ)

※資料4を御参照ください